

## 半田市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9の6の規定に基づき、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について（平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について（平成17年2月21日雇児発第0221002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、半田市内に居住する同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾患児（児童福祉法による施策（前条通知による小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による施策の対象とならない者に限る。）とする。

### (給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者の扶養義務者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書（様式第1）に小児慢性特定疾患医療券の写しを添えて市長に申請するものとする。

### (審査及び決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、調査書（様式第2）を作成するとともに必要な審査及び調査を行い、給付が適当と認めたときは、申請者に小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書（様式第3）及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券（様式第4）を交付し、給付が適当でないとき、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5）を当該申請者に交付するものとする。

### (費用の負担)

第5条 前条の規定により用具の給付の決定を受けた申請者は、当該決定を受けた用具の購入に要する費用の一部を直接用具を納入した業者（以下「業者」という。）に支払わなければならない。

2 前項の規定により申請者が業者に支払う額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条の規定により算定した額とする。

**（費用の請求）**

第6条 業者は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券に記載する公費負担額を市長に請求するものとする。

2 前項の規定により業者が市長に公費負担額を請求するにあたっては、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券を添付するものとする。

**（遵守事項）**

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

2 市長は、申請者が前項の規定に違反したときは、当該用具に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

**（その他）**

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 日常生活用具給付申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者

住 所

氏 名

（給付対象者との続柄）

下記により日常生活用具給付を申請します。

対 象 者	氏 名				生年月日	年 月 日生（ 歳）			
	住 所								
	疾病名								
世 帯 の 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	備 考 <span style="font-size: small;">（ 対象者に対する 介護の状況等 ）</span>				
給付を希望する理由									
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 貸家（貸主の諾否）		浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し		便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
現 在 の 介 護 状 況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器（携帯用）使用 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を 必要（一部、全部） 3 自分でできる	
給付を受けたい用具 の名称					希望する型式、 規模等				
給付上特に希望する 事項									
備 考									

- (注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。（生活保護を受けている人及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書）
- 2 申請者氏名については自署もしくは記名押印とすること。

様式第2 (第4条関係)

調査表 (日常生活用具給付事業)

① 申請書受理番号 及び年月日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者 との続柄	
④ 対 象 者	氏 名			生年月日		年 月 日生 ( 歳)	
	住 所						
	疾 病 名						
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課税状況			備 考
				当該年度分市町村民税		前年度	
				均等割	所得割	所得税	
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
⑦住まいの状況		1 自宅                      2 借家 (貸主の諾否)					
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助できるようになる 3 給付してなお変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 (                      )			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 (                      )		
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する (しない) 理 由				
⑪給付する 用具名 (含む型式 規模等)		⑫予定 価格	円	⑬扶養義務 者が支払う べき額	円	⑭公費負 担予定額	円
⑮その他特記事項							
年 月 日		調査員 職名		氏名		(印)	

日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

殿

半田市長

(印)

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	年 月 日		
対象者氏名		疾 病 名			
給付する用具 名（含む型式 規模等）			納入業者名		
			納入業者の 住 所		
価 格	円	扶養義務者 が支払うべ き額	円	公 費 負 担 額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>				

日常生活用具給付券							
① 給付番号		第 号		② 給付券発行年月日		年 月 日	
③ 対象者氏名				④ 生年月日		年 月 日生 ( 歳)	
⑤ 居住地							
⑥ 保護者氏名				⑦ 対象者との続柄			
⑧ 給付する用具名 (型式規模等)		⑨ 価格 円		⑩ 扶養義務者が支払うべき額 円		⑪ 公費負担額 円	
⑫ 納入業者				⑬ 納入業者の住所			
⑭ この券の有効期限		受給者が業者に提示する期限 年 月 日		業者の公費支払い請求期限 年 月 日		年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日 半田市長 (印)							
⑮ 業者の納付した日 年 月 日		⑯ 扶養義務者より受領した額 円		⑰ 受領業者名及び年月日 年 月 日		年 月 日	
⑱ 用具受領保護者名				⑲ 検収者 職名 氏名 (印)			
⑳ その他特記事項							

(注) 本表は、①～⑭、⑲は市町村、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。

⑱は保護者が記入すること。

番 号

却 下 決 定 通 知 書

年 月 日

（申 請 者） 殿

市町村長 （印）

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につき  
ましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい

（理由）